

平成29年4月1日より社会福祉法人制度改革に伴う新法が施行された。これは全ての社会福祉法人に対して、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの責務等が求められるものである。当法人もこの新法に対処するため、事務局及び役員一同、一丸となって対応したい。

ここ数年児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設での新規職員の採用に苦慮しているまた、離職率も高い現状にある。法人で働く全職員への処遇体制を強化し、できるだけ長く働くことのできる職場作りに努め、かねてからの課題として各施設間の人事異動、研修、交流をこれまで以上に積極的に行い、各施設間の連携を強め、職員のスキルアップに努めたい。

1. 基本方針

- (1) 児童養護施設「広安愛児園」「聖母児愛園」、情緒障害児短期治療施設「こどもL.E.C.センター」の運営に当たっては、児童の権利擁護の観点から子どもたちのより良い生活環境づくりに取り組み、法令遵守や施設運営・管理を踏まえたうえで、常に子どもの目線に立ち、その最善の利益を考慮しつつ支援にあたる。第三者評価や苦情解決システムの活用によるサービスと、信頼性の向上を図る。広安愛児園、聖母愛児園、こどもL.E.C.センター、三施設の連携を強め、ノウハウを共有すると共に、施設内あるいは施設間の職員の意思疎通を十分ににする。
- (2) 職員は、業務に支障をきたさない範囲で、施設内外の研修やケース研究に参加し、自己の資質の向上を図ると共に、援助内容の質の向上に努める。特に児童虐待の増加に鑑み、虐待を受けた子どもに対する処遇の技倆を高める。県、児童相談所、教育分野等関係機関との連携の強化、里親との関係強化、職員のメンタルヘルスについての対策に努め、支援体制の強化を図る。
- (3) 全ての評議員・理事・監事は、財政基盤づくりと三施設の運営に格段の注意と関心を払い、三施設が円滑に運営されるよう協力支援する。又、法人の財政基盤が揺るがないよう取り組む必要がある。
- (4) 地域や後援会との連携を深め、様々な地域活動への積極的な取り組みや参加、関係各機関との連携による地域ネットワークづくりへの参画・並びに地域社会に対する専門機関としての児童福祉の積極的啓発を図ることにより、施設に対する地域社会の理解を推進する。
- (5) 平成27年度より開始した生計困難者レスキュー事業はここまで殆ど活動も無く、会費を拠出するのみにとどまっている。平成29年4月1日付けで広安愛児園にCSWを配置予定であるので、この事業を積極的に運用し地域福祉に貢献したい。
- (6) 冒頭でも述べたとおり、社会福祉法人制度改革に伴い、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み等進めていきたい。

2. 評議員会・理事会

- (1) 定時評議員会 6月
- (2) 定例理事会 5月、9月、12月、3月
- (3) 臨時評議員会 必要に応じて開催
- (4) 臨時理事会 必要に応じて開催
- (5) 役員名簿 別紙役員名簿

3. 運営努力

- (1) 日本福音ルーテル教会との連携
 - ① 日本福音ルーテル健軍教会と共に、キリスト教の教えを理念とする社会福祉事業を展開していく。
 - ② 創始者の意思を受け継ぎ、キリスト教の愛に基づく奉仕の業に参加する。
 - ③ 職員に対し法人理念の教育を図る。但し、宗教の強要は行わない。
- (2) 施設長の指揮監督
 - ① 施設長の職務を明確にする
施設の運営管理全般を掌握し、児童福祉法、その他関係法令の規程に従い、職員を指揮監督し、施設の運営管理を行うと共に、理事会、地域社会、関係機関との連絡調整にあたる。

- ②施設長専決事項を明確にする。
- (3) 運営委員会の設置
 - 広安愛児園 施設長、事務長、各主任（月1回開催）
 - こどもL.E.C.センター 施設長、事務長、各主任（月2回開催）
 - 聖母愛児園 施設長、事務長、各主任（月1回開催）
- (4) 法人組織の明確化と活用
 - ①法人組織、各施設の職制役割を整理し、職務分掌の確立徹底を行う。
 - ②各施設が民主的な管理と効果的な運営を図れるよう、理事長又は理事、監事が、職員会議等に積極的に出席するよう調整する。必要に応じて職員の申し出による職員会議の招集、開催を行う。
 - ③法人と施設の連絡係として法人事務長を置き、理事長、施設長、職員の円滑なコミュニケーションを図るため、双方に迅速、的確に情報を伝達する。
 - ④福祉サービス第三者評価受審や苦情解決第三者委員会の活動を積極的に行い、さらなる「サービスの質の向上」を目指す。
- (5) 施設運営管理
 - ①職員、児童の掌握
 - 理事長及び施設長は、職員の要望に応じ個別面談を行う。
 - 各施設の要望意見箱の設置と第三者委員会の活用を義務づける。
 - ②児童支援の見直しと改善
 - 児童憲章と児童権利宣言を遵守するよう各施設に徹底する。
 - ③広安愛児園、こどもL.E.C.センター、聖母愛児園の協調機能を強化していく。
 - ④広安愛児園、こどもL.E.C.センター、聖母愛児園の運営全般に関し、随時見直し、善指導を行う。

4 各施設への指導

- (1) 児童自立支援サービス
 - ①ノーマライゼーションの推進の中で、子ども達に豊かな知識と生活体験を得る機会の増進に努める。
 - ②常にこどもの最善の利益について熟考し、こどもの権利を擁護する。又、児童自身にも権利を伝え、人権侵害の起こらない施設づくりに努める。
 - ③地域小規模施設事業を軌道に乗せ、その趣旨を積極的に生かし、児童の自活、自立支援の機能向上を図る。
 - ④高校生に自己選択、自己決定の支援を行い、自立準備に努める。
- (2) 職員処遇向上と職務評価
 - ①自己研修を奨励し、職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立する。
 - ②先進的な社会福祉事業を展開している他施設の見学を奨励する。
 - ③労働基準法を遵守し、労務管理を見直し、職員の勤務体制及び業務の効率化を目指す。
 - ④職員に対するスーパービジョン(訓練、指導、精神的援助)を必要に応じて行う。
- (3) 家庭支援サービス(地域へむけて)
 - ①子育ての休息タイムとして、ショートステイ、トワイライトステイの各事業を活用していただけるよう地域への啓発を行う。
 - ②社会福祉施設の機能を開放し、地域住民の福祉向上に貢献する。体育館、野球場、サッカーグラウンドの提供。
 - ③保育所デイサービスのカリキュラムを充実し、地域の保育ニーズに貢献していく。
- (4) 福祉教育とボランティアの育成
 - ①教育行政機関における新任研修等に、福祉教育の場を提供する。
 - ②学校、社会人の実習生を受け入れ、福祉の啓発と教育指導を行う。
 - ③ボランティア担当職員を設定し、ボランティアの開拓、受け入れ、育成等を行うと共にボランティアミーティングを計画実施する。

5 環境整備

- (1) 安全対策と事故防止に努め、子どもたちを危険から守る。
- (2) 緑化推進と計画的植栽を行い自然を守り、子どもたちが豊かな自然の中で育つことによる情緒の安定を図る。
- (3) メンテナンスマニュアルを活用し、建物・設備の維持管理の徹底を図る。長期的建物補修の計画を策定し、そのための財源確保を計画的に蓄え、「生活の質」の低下防止に努める。

6 財政安定への努力

- (1) 後援会組織のより一層の拡充による寄付金収入の増額を図り、社会福祉事業の機能向上を目指す。
- (2) 厚生労働省のメニュー補助事業及び単県補助事業を積極的に活用し、補助金収入の増額を図り、福祉サービスの向上を目指す。
- (3) 広報用新聞、パンフレットを活用し、福祉の啓蒙を進めると共に「事業報告書」「財務諸表」等の情報を開示し、地域から信頼される施設となる。
- (4) 施設サービスの質を向上し、社会的養護の必要な児童に対する地域・行政の期待に積極的に応える。
- (5) 無駄遣いを省き、資源の有効活用、リサイクル意識を徹底し、地球温暖化防止に向け取り組む。